

運営懇話会に関する申し合わせ事項について

1 会議の取扱いについて

- (1) 会議は原則公開とする。
- (2) 会議資料は原則公開とし、傍聴人に配布する。
- (3) 委員の代理出席は認めない。

2 会議の傍聴について

- (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。
- (2) 傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、会長は、傍聴人の数を制限することができる。
- (3) 傍聴人が傍聴席において撮影等をする場合は、あらかじめ会長の許可を得ることとする。
- (4) 傍聴人が傍聴席において録音等をすることは認めない。
- (5) 傍聴人の発言は認めない。
- (6) 傍聴人は、すべて会長及び係員の指示に従わなければならない。
- (7) 会長は、傍聴人が会長及び係員の指示に従わず、会議の進行を妨害したと認めるときは、これを制止し、当該傍聴人を退場させることができる。

3 会議録について

- (1) 会議録は要点のみの作成とし、原則公開とする。
- (2) 作成した会議録は会長から承認を得て、委員全員へ配布する。